

平成26年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成26年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「140,321,052㎡」を「131,509,778㎡」に、同条第3号中「384,441㎡」を「360,301㎡」に、同条第4号中「5,158,749千円」を「4,981,048千円」に、「1,879,497千円」を「1,896,121千円」に、「1,917,348千円」を「1,821,861千円」に、「1,216,168千円」を「1,176,847千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	23,238,879千円		532,037千円	23,770,916千円
第1項 営業収益	17,512,569千円		△ 515,705千円	16,996,864千円
第2項 営業外収益	2,861,968千円		△ 172,143千円	2,689,825千円
第3項 特別利益	2,864,342千円		1,219,885千円	4,084,227千円
第1款 事業費用	29,900,656千円		△ 1,293,799千円	28,606,857千円
第1項 営業費用	16,904,964千円		△ 1,393,498千円	15,511,466千円
第2項 営業外費用	1,216,885千円		97,770千円	1,314,655千円
第3項 特別損失	11,766,807千円		1,929千円	11,768,736千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「9,538,092千円」を「9,381,209千円」に、「6,152,805千円」を「6,069,790千円」に、「2,805,071千円」を「一千円」に、「及び当年度分消費税等資本的収支調整額580,216千円」を「、当年度分消費税等資本的収支調整額483,918千円及び減債積立金2,827,501千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	6,197,995千円		△ 148,575千円	6,049,420千円
第1項 国庫補助金	178,775千円		4,180千円	182,955千円
第2項 企業債	4,309,200千円		△ 128,100千円	4,181,100千円
第3項 出資金	325,000千円		△ 23,000千円	302,000千円
第4項 負担金	172,987千円		2,950千円	175,937千円
第5項 他会計補助金	984,501千円		5千円	984,506千円
第6項 固定資産売却代金	40千円		6,090千円	6,130千円
第7項 長期借入金	227,492千円		△ 10,700千円	216,792千円

	支	出		
第1款 資本的支出	15,736,087千円		△ 305,458千円	15,430,629千円
第1項 建設改良費	10,171,762千円		△ 295,885千円	9,875,877千円
第2項 資産購入費	40,785千円		△ 9,573千円	31,212千円
(企業債の補正)				

第5条 予算第6条中限度額「4,309,200千円」を「4,181,100千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「1,031,241千円」を「1,021,848千円」に、同条第2号中「489千円」を「250千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「1,577,274千円」を「1,577,279千円」に改める。